

年 管 発 0930 第 1 号
令 和 7 年 9 月 30 日

福岡県糟屋郡新宮町長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

健康保険の事務の一部を行わせる地域の指定取消について

健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 267 号）が本日告示され、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 61 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する地域として指定されていた福岡県糟屋郡新宮町の区域については、令和 7 年 9 月 30 日をもってその指定が取り消されたので通知します。